令和7年度全国メディカルコントロール協議会連絡会(第1回)

海上保安庁からの情報提供

- 1 海上保安庁の救助・救急体制
- 2 海上保安庁メディカルコントロール体制
- 3 海上保安庁におけるドクターカー等との連携

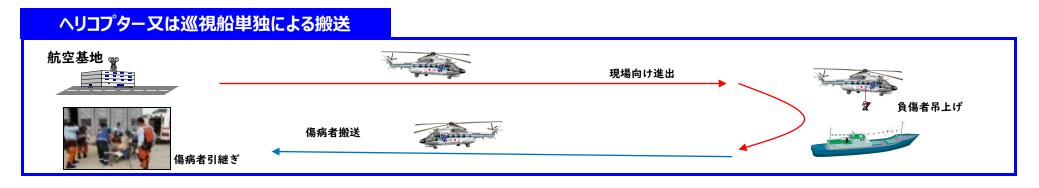
海上保安庁 警備救難部 救難課 (海上保安庁メディカルコントロール協議会担当)



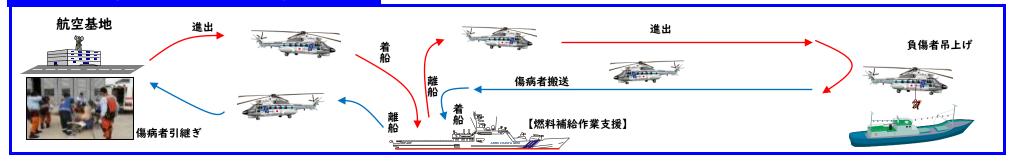
医療支援調整官 中野 剛二

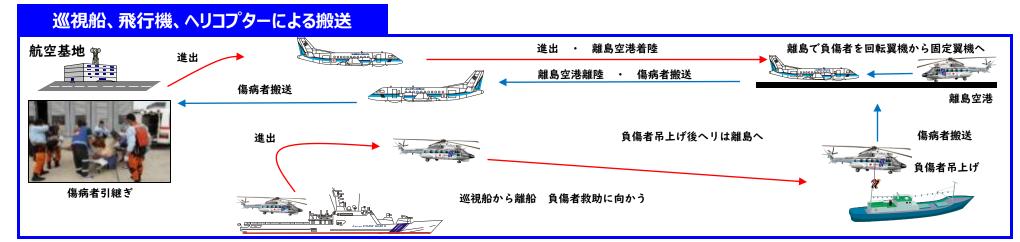


【傷病者の搬送パターン】



巡視船を経由してヘリコプターによる搬送







【救助・救急勢力の配置】

特殊救難隊



所属 羽田特殊救難基地

人数 38名

資格 救急救命士または救急員

機動救難士



所属 航空基地 (全国に10か所)

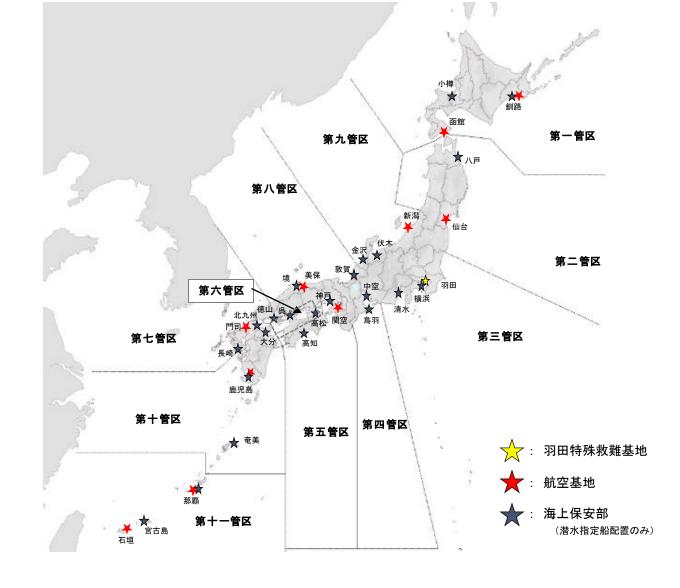
人数 9名

資格 救急救命士または救急員

潜水士



所属 潜水指定船(全国に23隻) 人数 5名または7名 資格 救急員



※ 海上保安庁

【救助・救急部隊の業務範囲】

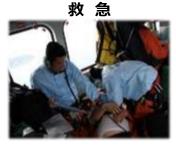


潜水















高度な知識・技術を必要とする特殊海難における人命・財産の救助

潜水·60m^{※3}

「リペリング降下」等 (ロープを使って自力で降下)

救急救命士・救急員を配置

Mobile Rescue Technicians

ヘリコプターと連携した吊上げ救助等迅速な人命救助

潜水·8 m^{※2}

「リペリング降下」等 (ロープを使って自力で降下)

救急救命士・救急員を配置

潜水士 **Diver**

潜水技術を必要とする海難における人命・財産の救助等

潜水·40m

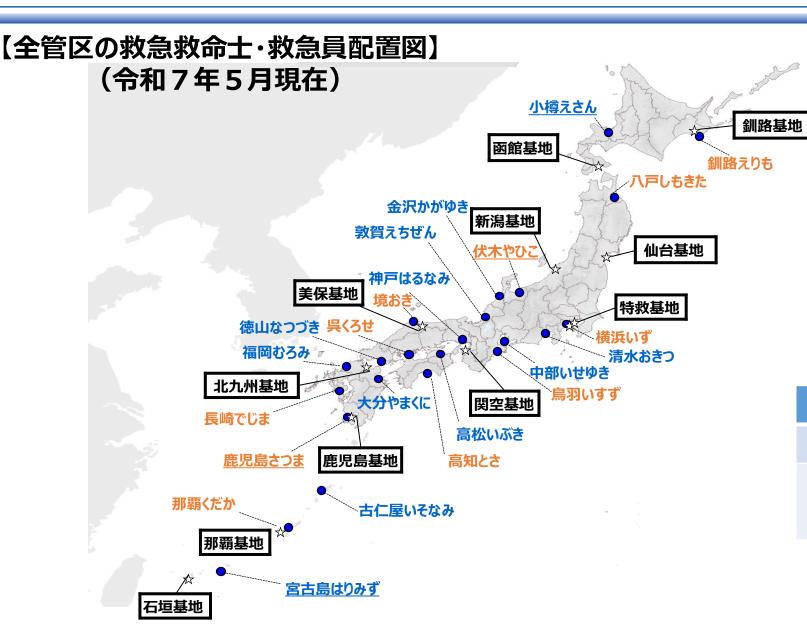
「ホイスト降下」等 (ウインチを使って降下) 救急員を配置

%1 CBRNE:

Chemical(化学),Biological, (生物)Radiological(放射性 物質),Nuclear(核) Explosive(爆発物)に起因する 災害。

- ※2 航空機の搭乗を考慮して、 一定の制限を設けている。
- ※3 混合ガス潜水資器材を使用し た場合に限り、深度60mまで潜 水可能。



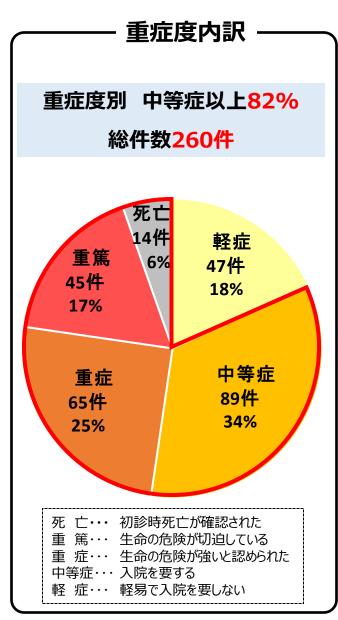


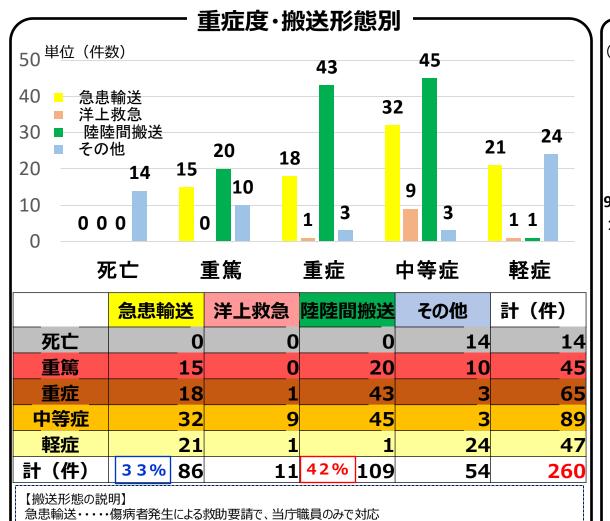
救急救	枚命士	救急員				
所属	合計	所属	合計			
各基地	25.1	各基地	120 l			
	35人	巡視船艇	120人			

※図中下線は救急員未配置の船艇を示す。



【救急救命士・救急員の実績(令和6年度)】



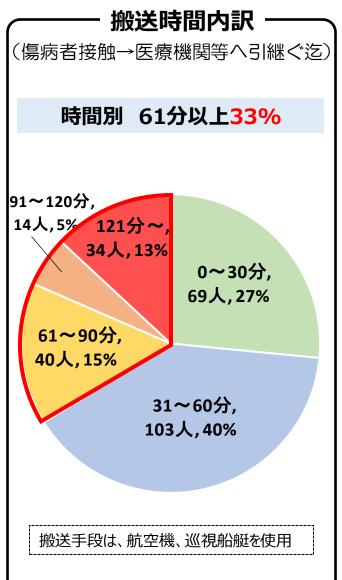


洋上救急・・・・・日本水難救済会の事業で、当庁の巡視船艇・航空機により、医師・看護師等を現場に

陸陸間搬送・・・地方自治体からの要請により、医療従事者同行の上、有人離島などから傷病者を搬送

その他・・・・・・上記3つに属さない傷病者の搬送(例:行方不明者発生による捜索要請からの発動等)

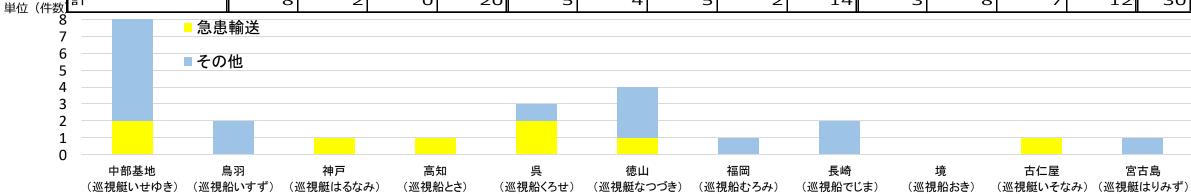
輸送し、救急往診を実施





【潜水指定船救急員の実績(令和6年度)】 ※令和4年5月~潜水指定船に救急員を順次配置

保安部署	搬送別					重症度			分類				計	
(巡視船艇名)	急患輸送	陸陸間搬送	洋上救急	その他	死亡	重篤	重症	中等症	軽症	外傷	溺水	心疾患等	その他	- I
中部基地 (巡視艇いせゆき)	2			10	1		1		10		1	2	9	12
鳥羽 (巡視船いすず)				2	2						2			2
神戸 (巡視艇はるなみ)	1								1				1	1
高知 (巡視船とさ)	1						1					1		1
呉 (巡視船くろせ)	2			1	1	1		1		1	1	1		3
徳山 (巡視艇なつづき)	1			3	1	2			1		3	1		4
福岡 (巡視船むろみ)				1					1				1	1
長崎 (巡視船でじま)				2		1			1		1		1	2
境 (巡視船おき)		1					1					1		1
古仁屋 (巡視艇いそなみ)	1	1					1	1		1		1		2
宮古島 (巡視艇はりみず)				1			1			1				1
計	8	2	0	20	5	4	5	2	14	3	8	7	12	30



- 〇 令和6年度は、潜水指定船11隻が30件対応しており、令和5年度の実績(潜水指定船10隻が23件対応)と比較して増加しています。
- 機動救難士又は特殊救難隊の配置がない管区(第四管区、第六管区)の救急員の実績が多い傾向となっています。
- 陸陸間搬送及び洋上救急は基本的に各基地の航空機での対応となるため、潜水指定船救急員の対応は、急患輸送やその他が主となっています。

2 海上保安庁メディカルコントロール体制



- 洋上の傷病者を巡視船艇・航空機により長時間搬送する特殊性(広い・遠い・時間がかかる)
- 都道府県の枠を超えて展開する特殊性



- ○全国を統括的にメディカルコントロールする組織の設置
- ○平成17年6月17日、救急医学及び法律の専門家、各地域で指示を実施する医療機関並びに海上 保安庁(事務局本庁救難課)により組織する「海上保安庁メディカルコントロール協議会」を設置

※今年度、海上保安庁メディカルコントロール協議会設立20周年を迎えます!

海上保安庁メディカルコントロール協議会

事後検証小委員会

実施した処置の事後検証

研修教育小委員会

- ・研修・教育計画の策定
- ・実習ガイドライン等の策定

プロトコール小委員会

・プロトコール(処置標準)の 策定



総会

- •小委員会決定 事項の検討 ・小委員会に対
- する問題提起

【構成員】 救急医療に精通した 医師、法専門家等

会長 猪口 貞樹 海老名総合病院 病院長補佐 (一般財団法人 日本航空医療学会理事長等)



副会長 加地 正人 埼玉医科大学国際医療センター 救命救急センター長

委員長 横堀 將司 日本医科大学大学院 医学研究科 救急医学分野 (事後検証)

大学院教授

委員長 久野 将宗 日本医科大学多摩永山病院 救命救急科部長 (研修·教育)

委員長 北川 喜己 名古屋掖済会病院 院長・救命救急センター特別顧問 (プロトコール)

2 海上保安庁メディカルコントロール体制



指示医療機関・検証医療機関】

各管区本部と管轄の指示医療機関との間で業務協定を締結 【管区本部所属の救命士⇔<u>当該管区所在の</u>指示医療機関】

自然災害等を想定

- 平成31年協定締結見直し

本庁との業務協定を締結 【海上保安庁の救命士⇔全国の指示医療機関】

指示医療機関(12)

市立釧路総合病院

市立函館病院

仙台医療センター

日本医科大学多摩永山病院

名古屋掖済会病院

大阪府泉州救命救急センター

県立広島病院

済生会福岡総合病院

島根県立中央病院

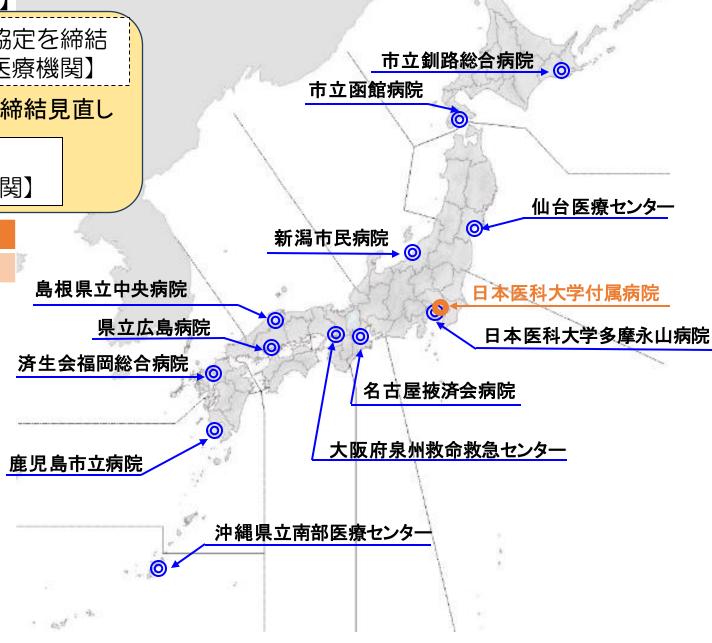
新潟市民病院

鹿児島市立病院

沖縄県立南部医療センター

検証医療機関(1)

日本医科大学付属病院



3 海上保安庁におけるドクターカー等との連携



背景:第五管区における直接病院搬送可能医療機関

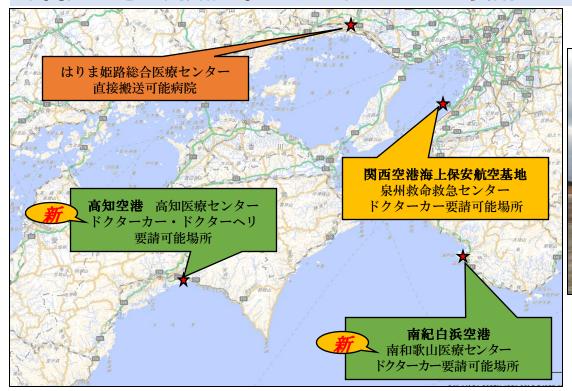
- ○他基地の回転翼機に比べ、機体重量が大きく、直接病院搬送可能な医療機関が管内に1カ所のみ。
- ○関西空港海上保安航空基地に搬送してきた重度傷病者は、大阪府泉州救命救急センター ドクターカーを 要請する取り決めあり。



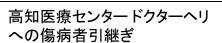


対策:ドクターカー要請可能医療機関の拡充

- ○南紀白浜空港:南和歌山医療センタードクターカーの要請
- ○**高知空港**:高知医療センタードクターカーの要請 ※**必要に応じ、医療機関の判断でドクターヘリで対応**









南和歌山医療センタードクターカーへの傷病者引継ぎ